

議案第 95 号

三朝町消防団の設置等に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 18 年 9 月 8 日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 33 号

三朝町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町消防団の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 三朝町消防団の設置等に関する条例（昭和 45 年三朝町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条及び第 18 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

（三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第 2 条 三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 45 年三朝町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 19 条及び第 23 条の規定に基づき、三朝町非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条の 2 及び第 15 条の 6 の規定に基づき、三朝町非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

(三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年三朝町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の8の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。